

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 介護医療院の開設許可
 - 指定居宅サービス事業者の指定
 - 指定居宅サービス事業者等の指定
 - 介護老人保健施設の廃止
 - 指定居宅サービスの事業の廃止
 - 指定居宅サービス等の事業の廃止
 - 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
- 【公告】
- 道路の位置の指定
 - 平成三十一年二級建築士試験の実施
 - 平成三十一年木造建築士試験の実施
- 正
- 岡山県収用委員会事務処理規程の一部改定
- （県例規集登載）
- 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定
- 【教育委員会】
- 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定
- 【公安委員会】

指導監査室

〃

〃

〃

〃

〃

道路整備課

〃

建築指導課

〃

〃

〃

〃

収用委員会

教育委員会

目次

担当課（室）

- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

地域課

- 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

警務課

【正誤】

（以上県例規集登載）

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請の正誤

県民生活交通課

- 有害図書指定の正誤

男女共同参画青少年課

- 岡山県文化財保護条例に基づく文化財指定の正誤

教育委員会

平成31年3月8日 岡山県公報 第12074号

◎岡山県告示第九十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七十七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

平成三十一年三月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護医療院サンホームつやま

2 所在地

岡山県津山市田町二七番地

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人西下病院

2 所在地

岡山県津山市田町二七番地

三 許可年月日

平成三十一年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三B〇三〇〇〇一九

五 サービスの種類

介護医療院

◎岡山県告示第九十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十一年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

JUNOデザイナーサービスセンターほっと

2 所在地

岡山県総社市宿一六六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社JUNO

2 所在地

岡山県総社市泉一五一四四

三 指定年月日

平成三十一年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇二〇四三六八

五 サービスの種類

通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ふくろうヘルプ津山

2 所在地

岡山県津山市平福五一―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社永心

平成31年3月8日 岡山県公報 第12074号

2 所在地

岡山県勝田郡勝央町平八六五番地

三 指定年月日

平成三十一年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二四〇二

五 サービスの種類

訪問介護

平成31年3月8日 岡山県公報 第12074号

◎岡山県告示第九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成三十一年三月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護医療院サンホームつやま

2 所在地

岡山県津山市田町二七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人西下病院

2 所在地

岡山県津山市田町二七番地

三 指定年月日

平成三十一年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三B〇三〇〇〇一九

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を廃止する旨の届出があった。

平成三十一年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

介護老人保健施設サンホームつやま

2 開設場所

岡山県津山市田町二七番地

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人西下病院

2 所在地

岡山県津山市田町二七番地

三 廃止年月日

平成三十一年二月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三五〇三八〇〇四八

五 施設の種類

介護老人保健施設

平成31年3月8日 岡山県公報 第12074号

◎岡山県告示第九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十一年三月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

星空

2 所在地

岡山県玉野市御崎二丁目一二番四七号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社MRHM

2 所在地

岡山県倉敷市帯高二〇番地七

三 廃止年月日

平成三十一年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一四二八

五 サービスの種類

訪問介護

平成31年3月8日 岡山県公報 第12074号

◎岡山県告示第九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十一年三月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護老人保健施設サンホームつやま

2 所在地

岡山県津山市田町二七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人西下病院

2 所在地

岡山県津山市田町二七番地

三 廃止年月日

平成三十一年二月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三五〇三八〇〇四八

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

平成31年3月8日 岡山県公報 第12074号

◎岡山県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三七四号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
美作市福本字宮ノ此一〇番一地先から		新	一六・一〇二・四	五三二・〇
美作市井口字安谷西三三九番一地先まで		旧	一一・二一・三一・五	五三二・〇

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三七四号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
美作市巨勢字久前谷一三二七番一地先から		新	一九・五〇	三四二・五

平成31年3月8日 岡山県公報 第12074号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 梶並立石線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六六七番一地先から 浅口市鴨方町六条院東字原田二六一九番一地先まで	新	一一・六〇 四九・八	一四八三・七
浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六六七番一地先から 浅口市鴨方町六条院中字池底五一二九番一地先まで	旧	一一・六〇 四九・八	一四八九・四

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東安倉鴨方線
- 三 道路の区域

美作市巨勢字崩ノ平一六六四番八地先から 美作市巨勢字崩平一七六二番一地先まで	新	一九・三〇 三二・八	七三・三
美作市巨勢字崩平一七六二番一地先まで 美作市巨勢字崩ノ平一六六四番八地先から	旧	一九・三〇 二五・五	七三・三

平成31年3月8日 岡山県公報 第12074号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 南浦金光線
 三 道路の区域

浅口市金光町佐方二二五三番一地先から 浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六三七 番一地先まで	浅口市金光町佐方二二五三番一地先から 浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六三七 番一地先まで	区 域	新旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新	旧			一三・六〇 六八・七	七六九・二
六・六〇 六八・七	九六〇・一				

美作市東谷上字トヨナリ六二六番二地先 から 美作市東谷上字トヨナリ六〇九番四地先 まで	美作市東谷上字トヨナリ六一七番四地先 を経て 美作市東谷上字トヨナリ六〇九番四地先 まで	区 域	新旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
旧	新			四・〇〇 六・〇	三二・〇
五・七〇 一三・〇	四六・〇				

番一
地先
まで

平成31年3月8日 岡山県公報 第12074号

◎岡山県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三七四号	久米建部線	久米郡美咲町境字新田九五番二地先から久米郡美咲町境字今宮一三七二番一地先まで	平成三十一年三月八日
県道	梶並立石線	東安倉鴨方線	美作市東谷上字トヨナリ六一七番四地先を経て美作市東谷上字トヨナリ六〇九番四地先まで	平成三十一年三月十九日
南浦金光線			浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六六七番一地先から浅口市鴨方町六条院東字原田二六一九番一地先まで	平成三十一年三月十九日
			浅口市金光町佐方二二五三番一地先から浅口市鴨方町六条院東字宮之前一六三七番一地先まで	

平成31年3月8日 岡山県公報 第12074号

〔九四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
岡山県指令備中局 建第二〇三九号 平成三十一年三月 一日	四 高梁市成羽町下原字東町裏二四四番	五・〇一 五・一〇	四三・八九

〔九五〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成三十一年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成三十一年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

平成三十一年七月七日（日曜日）午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成三十一年九月十五日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校（岡山市北区伊福町四丁目三番九二号）

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成二十九年又は平成三十年の二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）において学科の試験に合格した者にあつては、申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一七、七〇〇円

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち受験申込書に平成三十年以前の二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間

平成三十一年四月一日（月曜日）から同月十五日（月曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。(平成三十一年四月十五日の消印のあるものまで有効)

〒一〇二一〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成三十一年四月八日(月曜日) 午前十時から同月十五日(月曜日) 午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成三十一年四月十八日(木曜日) から同月二十二日(月曜日) までの午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局会議室(岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階)

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

五 可否の通知

1 学科の試験

平成三十一年八月二十七日(火曜日) 頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

平成三十一年十二月五日(木曜日) 頃に、本人に直接通知する。

六 受験申込書の配布

1 郵送による配布

(1) 請求期間

平成三十一年三月二十五日（月曜日）午前十時から同年四月五日（金曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

平成三十一年四月一日（月曜日）から同月十二日（金曜日）まで（料金着払いにより郵送する。）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）からインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求する。と。（FAXにより請求する場合には、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（二級）及び申込区分（「学科の試験から」又は「設計製図の試験のみ」）を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係

FAX ○三一六八〇九一五八六二

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

ア 一般社団法人岡山県建築士会事務局（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

イ 倉敷市建設局建築部建築指導課（倉敷市西中新田六四〇）

ウ 津山市都市建設部都市計画課（津山市山北五二〇）

(2) 配布期間及び時間

ア (1)アの場所

平成三十一年四月一日（月曜日）から同月二十二日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）並びに同月二十日（土曜日）及び同月二十一日（日曜日）の午前九時三十分から午後五時（ただし、同月二十二日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

イ (1)イ及びウの場所

平成三十一年四月一日（月曜日）から同月二十二日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時三十分から午後五時（ただし、同月二十二日

七 その他

(月曜日)にあつては、午後四時)まで

1 設計製図の試験の課題の発表

平成三十一年六月十二日(水曜日)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

〔九六〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成三十一年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成三十一年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

平成三十一年七月二十八日（日曜日）午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成三十一年十月十三日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校（岡山市北区伊福町四丁目三番九二号）

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成二十九年又は平成三十年の木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）において学科の試験に合格した者にあつては、申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一七、七〇〇円

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち受験申込書に平成三十年以前の木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で勤務先の証明書若しくは住民票の写しが添付されている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間

平成三十一年四月一日（月曜日）から同月十五日（月曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。(平成三十一年四月十五日の消印のあるものまで有効)

〒一〇二一〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成三十一年四月八日(月曜日) 午前十時から同月十五日(月曜日) 午後四時
まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

平成三十一年四月十八日(木曜日) から同月二十二日(月曜日) までの午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局会議室(岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階)

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

五 可否の通知

1 学科の試験

平成三十一年九月十日(火曜日) 頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

平成三十一年十二月五日(木曜日) 頃に、本人に直接通知する。

六 受験申込書の配布

1 郵送による配布

(1) 請求期間

平成三十一年三月二十五日（月曜日）午前十時から同年四月五日（金曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

平成三十一年四月一日（月曜日）から同月十二日（金曜日）まで（料金着払いにより郵送する。）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaiec.or.jp/>）からインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求すること。（FAXにより請求する場合には、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（木造）及び申込区分（「学科の試験から」又は「設計製図の試験のみ」）を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係

FAX 〇三一六八〇九一五八六二

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

(2) 配布期間及び時間

平成三十一年四月一日（月曜日）から同月二十二日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）並びに同月二十日（土曜日）及び同月二十一日（日曜日）の午前九時三十分から午後五時（ただし、同月二十二日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

七 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

平成三十一年六月十二日（水曜日）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaiec.or.jp/>）において公表する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

◎岡山県収用委員会訓令第1号

岡山県 収用委員会 事務局

岡山県収用委員会事務処理規程（平成十二年岡山県収用委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月八日

岡山県収用委員会

会長 猪木 健二

別表第二中「第三条関係」を「第三条」に、

二十三 岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号。この号において「条例」という。）に基づく公文書の開示の可否の決定その他条例の施行に関する事務の処理
二十四 岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号。この号において「条例」という。）に基づく保有個人情報の開示の可否の決定その他条例の施行に関する事務の処理
二十五 事務局職員の事務分掌の決定
二十六 事務局職員の旅行命令及びその復命の受理
二十七 事務局職員の時間外勤務命令及び休日出勤命令
二十八 その他軽易な照会、報告、調査等の事務の処理

を

二十三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十三条第六項（同法第三十二条第六項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書の発行
二十四 岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号。この号において「条例」という。）に基づく公文書の開示の可否の決定その他条例の施行に関する事務の処理
二十五 岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号。この号において「条例」という。）に基づく保有個人情報の開示の可否の決定その他条例の施行に関する事務の処理
二十六 事務局職員の事務分掌の決定
二十七 事務局職員の旅行命令及びその復命の受理
二十八 事務局職員の時間外勤務命令及び休日出勤命令
二十九 その他軽易な照会、報告、調査等の事務の処理

に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年六月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会告示第一号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項及び第十八条第五項の規定により、次のとおり岡山県指定重要文化財の指定及び岡山県指定重要無形文化財保持者の追加認定をする。

平成三十一年三月八日

岡山県教育委員会

- 一 指定番号 有第三七四号
- 二 種別 重要文化財 絵画
- 三 名称及び員数 絹本著色けんほんちやくしよくぶつ 仏涅槃図ねはんず 一幅
- 四 所在地 岡山市北区後楽園一番五号 岡山県立博物館
- 五 所有者 宗教法人寶福寺ほうふくじ
- 六 寸法 縦一四〇・六センチメートル、横一四四・八センチメートル
- 七 製作年代 南北朝期
- 八 指定理由

寶福寺は総社市井尻野に所在する臨濟宗の寺院である。

仏涅槃図は、四幅一舗の絹本著色、掛軸装である。本図は宝台の向かって左側面を見せる、いわゆる第二形式の涅槃図である。右腕を枕に右脇を下に横たわる釈迦は、肉身部及び着衣に裏彩色（金泥・彩色）を施し、截金及び金泥により様々な文様を表している。画面上部の向かって右に日輪、左に月輪、中央に釈迦の危急を聞きつけ切利天から急ぎ飛来する摩耶夫人の一団が表される。宝台上部に会衆、向かって左辺に菩薩、右辺に天部が表情豊かに丁寧に描かれ、截金及び金泥により細部を表現している。画面下部には象、獅子、馬、犬、亀、鳥や昆虫などのほかに、海老と蛤も表されており珍しい。画面周囲には仏伝七場面を表し、涅槃図を含めて八相を示す。また、短冊が十四枚描かれているが文字は書かれていない。

本作品は、全体に群青色を多用しており、同時期の涅槃図と比較しても鮮やかである。また、日輪と月輪が揃って描かれている涅槃図は南北朝期としては比較的珍しい。十五世紀後半以降に修復されていると考えられ、このときに画面の四周は一部切り詰められている。

本図の体裁及び描写の内容から南北朝期の製作と考えられ、県内に残る古い仏涅槃図の優品として貴重である。

- 一 指定番号 有第三七五号
- 二 種 別 重要文化財 彫刻
- 三 名称及び員数 木造男神坐像 一軀もくぞうだんしんざざう
- 四 所 在 地 高梁市原田北町一二〇三番地一 高梁市歴史美術館
- 五 所 有 者 宗教法人御前神社おんざきしんじや
- 六 製作年代 鎌倉時代前期
- 七 指定理由

御前神社は高梁市宇治町遠原に所在する天照大神ほか五柱を祭神とする古社で、社伝によると和銅六（七一三）年の創建とされる。当社本殿には神像群が伝来しており、鎌倉時代前期から中期の優品として、県指定重要文化財に指定された木造武神倚像及び木造童形神坐像がある。

本像はこの神像群の一つで、ヒノキ材を前後二材で矧はぎ、左右の腕は別材を寄せ、彫眼、胡粉下地に彩色を施す。下半身及び両腕先を欠失しているが、当初の彩色が各部位に残り、補彩はみられない。総高二三・八センチメートルを測り、前面を向き、頭髮は頂へ向かって結い上げる。面相はふくよかで、口元は真一文字に閉ざし、目尻を鋭く切り上げ、太い眉も釣り上がる。顎を引き、背筋を伸ばして坐し、襟の低い袍を着て腰に帯を締めて袴をはく。

木造武神倚像及び木造童形神坐像と意匠及び技法が同様であることから、鎌倉時代前期の製作と考えられ、優れた神像彫刻の一つと評価される。また、一社に伝来する神像群の一つであることから、我が国の神像彫刻史を研究する上でも貴重である。

- 一 指定番号 有第三七六号
- 二 種 別 重要文化財 工芸品
- 三 名称及び員数 刀かたな 銘備前国長船住人横山上野大掾藤原祐定 奉寄進於当国一宮大明神者也 寛文六丙午年正月十九日 一口こゝろ
- 四 所 在 地 岡山市北区後楽園一番五号 岡山県立博物館
- 五 所 有 者 宗教法人吉備津彦神社
- 六 作 者 横山上野大掾藤原祐定
- 七 寸 法 刃長一二〇・三センチメートル、反り三・〇センチメートル、全長

一五一・七センチメートル

八 製作年代 寛文六（一六六六）年

九 銘 文 （表）備前国長船住人横山上野大掾藤原祐定

（裏）奉寄進於当国一宮大明神者也 寛文六丙午年正月十九日

十 指定理由

横山上野大掾藤原祐定は、十七世紀後半から十八世紀初頭に活躍した備前長船の祐定一門の六代目の刀工である。五代横山七兵衛尉祐定の長男として寛永一〇（一六三三）年に生まれたとされ、万治年間（一六五八年～一六六一年）頃から父親の代作を行い、寛文四（一六六四）年に江戸時代の備前長船刀工としては初めて上野大掾を受領した。新刀期の備前長船刀工の中でも質・量ともに群を抜いており、中世末期に衰退した備前長船の刀剣生産の復興に大きな足跡を残した名工として高く評価されている。

この刀は、上野大掾受領後に岡山藩領内の神社への奉納刀として製作された最初期のものである。作風は鑄造、庵棟で中鋒はやや詰まる。地鉄は板目肌でやや肌立ち、所々に杢目肌を交え鑄地は柁がかかる。茎の鏝目は勝手下がり、表裏に楷書で銘文を刻み、目釘穴は二つである。刃文は表裏とも神心乱ともいわれるもので、直焼出しに始まり、高さの揃った互の目から大きく湾れて直刃へと変化する。

良質な地金を使用し、末備前の作刀様式に倣って製作された本刀は、横山上野大掾藤原祐定の最高位の作品の一つである。また、由緒も明確であることから、新刀期の備前長船刀として岡山県の刀剣史を語る歴史的資料としても評価される。

一 指定番号 有第三七七号

二 種別 重要文化財 考古資料

三 名称及び員数 丸山古墳出土遺物 一四点 附石棺拓本 一点

1	番号	資料名	寸法(センチメートル)	所有者
	鼉龍鏡	径一七・四		岡山県 岡山市北区後楽園一番五号 岡山
				所在地

平成31年3月8日 岡山県公報 第12074号

10	9	8	7	6	5	4	3	2	
方格規矩鏡	管状石製品	管状石製品	管状石製品	車輪石	車輪石	三角縁神獸鏡	方格八禽鏡 <small>きん</small>	内行花文鏡	
径一三・〇	長さ九・五、径二・一	長さ九・一、径三・五	長さ一七・九、径三・三	長さ一一・八、幅一〇・八、厚さ一・八	長さ一二・〇、幅一〇・五、厚さ一・五	径一六・五	径一六・六	径二〇・五	
備前市	倉敷市中央一丁目三番一三号 (公財) 倉敷考古館	岡山県 岡山市北区後楽園一番五号 岡山県立博物館	岡山県 岡山市北区後楽園一番五号 岡山県立博物館	岡山県 岡山市北区後楽園一番五号 岡山県立博物館	岡山県立博物館				

四 製作年代 古墳時代前期（四世紀）
五 指定理由

附	14	13	12	11	
石棺拓本	埴形石製品	管玉	管玉	管玉	
	一 口径五・九、高さ四・	長さ四・九、径一・一	長さ五・七、径一・八	長さ六・一、径一・九	
備前市 備前市伊部九七四番地三 埋蔵文化財管理センター	備前市 備前市伊部九七四番地三 埋蔵文化財管理センター	備前市 備前市東片上三八五番地 歴史民俗資料館	備前市 備前市東片上三八五番地 歴史民俗資料館	備前市 備前市東片上三八五番地 歴史民俗資料館	備前市東片上三八五番地 歴史民俗資料館

丸山古墳は、備前市畠田の鶴山に所在する、東西四五メートル、南北五四メートルを測り、南東側の墳裾に幅一五メートルの造り出しを持つ大型の円墳で、国の史跡に指定されている。昭和十一（一九三六）年に墳頂中央で竪穴式石室が発見されたことから、同年石室内の調査が実施された。石室内には豊かな装飾を持つ香川県火山産ひやまの凝灰岩製の石棺があり、その周辺から約三〇面の銅鏡、武具類、石製品など多数の副

葬品が出土した。

出土遺物の大半は調査後国の所有となったが、本遺物群は県内に残されたもので、銅鏡、埴形石製品、車輪石、管状石製品、管玉がある。銅鏡のうち腐食があるものは、本古墳特有の石棺周囲に立てかけられて副葬されていた状況をよく示している。また、管状石製品は九センチメートルを超える大型品で、県内では類を見ない。附の石棺拓本は、発見時に採られたもので、石棺の装飾の状況を示すとともに赤色顔料が付着しているものである。

丸山古墳は、県南東部に所在する古墳時代前期の首長墓が前方後円墳である中において造り出し付円墳であり、また石棺の材質、装飾及び多数の銅鏡を含む大量の副葬品を持つことなどから、本地域にあつて特異な古墳である。本遺物群は、この特異性、他地域との関係性及び首長墓の変遷を研究する上で重要である。

- 一 認定番号 無第四九号
- 二 種別 重要無形文化財
- 三 名称 備前焼製作技術
- 四 保持者の氏名 金重 有邦かねしげ ゆうほう
- 五 保持者の生年月日及び年齢 昭和二十五年七月十日 六十八歳
- 六 保持者の住所 備前市伊部二五六八番地
- 七 認定理由

金重有邦氏は金重素山の三男として備前市伊部に生まれ、武蔵野美術大学で彫刻を専攻し、昭和五十(一九七五)年に父素山に師事する。昭和五十五(一九八〇)年に独立し、初の個展を開催して以後各地で個展を開催してきた。

古来より備前焼の中心地であった伊部の地での作陶にこだわり、父親から受け継いだ手法及び伊部の田土たつちを使用して、花器や茶陶などの伝統的な作品群を発表し続けている。氏の作品は、伝統的な轆轤ろくろ技術の手法を継承しつつ新たな轆轤技術を開発するなどして土の魅力を最大限に引き出し、備前焼固有の土味や自然釉と窯変の美しさを表現している。

平成十五(二〇〇三)年に日本陶磁協会賞を受賞した頃から山土を使った作品を製作するための穴窯を開き、伝統的な作風を基本とした新たな作品群に挑戦してきた。山土を使用した荒々しいが端正な作品と田土を使用して匣鉢さやの中で焼成する柔らかな

作品は、全く異なった表情を示している。平成三十(二〇一八)年に伝統を意識した表現活動及び後進に与える影響が大きいことが認められ、日本陶磁協会金賞を受賞した。近年は、備前焼の活性化策や国の史跡となった備前陶器窯跡の活用策を提言するなど、作陶だけでなく備前焼の将来を見据えた積極的な発言を行ってきた。また、大学などで幅広く後進の指導に当たるほか、弟子らと協同で設立した工房などで作品を発表している。

氏は、備前焼の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しており、この普及と発展のために活躍している。

一 認定番号 無第五〇号

二 種 別 重要無形文化財

三 名 称 備前焼製作技術

四 保持者の氏名 島村^{しまむら}光^{ひかる}

五 保持者の生年月日及び年齢 昭和十七年九月九日 七十六歳

六 保持者の住所 備前市久々井四六番地一

七 認定理由

島村光氏は長船町(現瀬戸内市)に生まれ、浪速短期大学(現大阪芸術大学短期大学部)絵画科を卒業後に工芸デザイン関係の仕事に就く。しかし、江戸時代の備前焼細工物に惹かれて独学で細工物を学び始め、昭和五十三(一九七八)年に長船町に穴窯を築いた。平成四(一九九二)年には備前市久々井に移り、登窯と穴窯を築き、国内及び海外で個展を開き作品を発表してきた。

備前の山土や田土を使用して、伝統的な手びねりと型づくりの技法を駆使して製作される氏の作品は、雀、登窯、煙突、松割木など身の回りのいきものや情景を題材として取り上げ、それらを卓越したデッサン力と造形力で表現している。江戸時代から続く獅子や布袋などの信仰や鑑賞の対象であった伝統的な細工物を抛り所としつつも、独創性とユーモアのあふれた作者ならではの個性的な造形表現である。

平成二十六(二〇一四)年に新たに紐作り技法を取り入れた作品を発表し、平成二十七(二〇一五)年に岡山県文化奨励賞を受賞した。近年は、大学などで幅広く後進の育成に努めるほか、備前焼作家らとグループ展を企画し、細工物の発表の場を通じて技術伝承を行っている。

氏は、江戸時代以来続いてきた備前焼細工物の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しており、この技術伝承と発展に貢献している。

- 一 認定番号 無第五一号
- 二 種別 重要無形文化財
- 三 名称 備前焼製作技術
- 四 保持者の氏名 かくれなき 隠崎 りゅういち 隆一
- 五 保持者の生年月日及び年齢 昭和二十五年八月三日 六十八歳
- 六 保持者の住所 瀬戸内市長船町磯上二七九八番地一〇
- 七 認定理由

隠崎隆一氏は長崎県に生まれ、大阪芸術大学デザイン学科を卒業し、昭和五十四（一九七九）年に岡山県立備前陶芸センターを修了し、その後伊勢崎淳氏に師事する。昭和六十（一九八五）年に現在の瀬戸内市長船町磯上に登窯を築き、独立して本格的に作陶を始めた。

氏の作品は伝統的な轆轤技術の手法を継承しつつ、山土、田土、これまであまり使用されることのなかった田土の上層土を積極的に使用した混漚土こんそうちなど、備前地域の多様な陶土を用いて創作される。独創的な造形表現によって、伝統的な備前焼固有の自然釉と窯変の美しさを保ちながら陶土の個性を活かしたデザイン性の高い作品群となっている。

平成二（一九九〇）年に日本工芸会正会員となり、平成二十一（二〇〇九）年に日本伝統工芸展中国支部金重陶陽賞を、平成二十五（二〇一三）年に岡山県文化奨励賞を、平成二十七（二〇一五）年に日本陶磁協会賞金賞を受賞するなど、県内のみならず全国でも高い実績を有している。また、国際的にも高く評価され、海外の美術館に作品が収蔵されるなど、備前焼製作者を代表する一人として評価される。近年は大学などで幅広く後進の育成に努めるほか、岡山県備前陶友会、公益社団法人日本工芸会、公益財団法人日本工芸会中国支部などで備前焼の振興に努めている。

氏は、備前焼の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しており、この振興と発展に貢献し、技術の継承に尽力している。

◎岡山県公安委員会規則第一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月八日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三号の表三門交番の項中「京山二丁目」の下に、「矢坂本町、矢坂東町、矢坂西町、西野山町、東野山町、野殿西町、野殿東町、大安寺東町、大安寺中町、大安寺西町、大安寺

南町一丁目、大安寺南町二丁目、北長瀬本町、日吉町」を加え、同表大安寺駐在所の項を削る。

第五号の表円城駐在所の項中「円城二一の一五」を「上田西五〇九の五」に改める。

第六号の表万富駐在所の項中「万富三四一の一」を「万富二五五の四」に改める。

第十九号の表中和駐在所の項中「蒜山下和一八二〇の四」を「蒜山下和一三九三の一八」に改める。

第二十号の表津山駅前交番の項中「井の口」を「井口」に改め、同表東津山交番の項中「河辺」を削り、同表高野交番の項を次のように改める。

河辺交番	津山市河辺九五六の八	津山市のうち河辺、押入、高野山西、高野本郷、野村、河面、近長、櫛、下高倉東、下高倉西の一部、国分寺、日上、瓜生原、金井、中原、福力、新田、西吉田、池ケ原、堂尾、福井、田熊
------	------------	---

第二十号の表河辺駐在所の項及び大崎駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年三月十四日から施行する。ただし、第五号の表、第六号の表及び第十九号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第二号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月八日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第五号中「警察本部庁舎建設室」を「警察本部庁舎整備室」に改め、同条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 捜査第二課 特殊詐欺事件捜査室

第十一条第四項中「警察本部庁舎建設室」を「警察本部庁舎整備室」に改める。
第二十五条に次の一項を加える。

2 特殊詐欺事件捜査室においては、前項第一号（特殊詐欺事件の捜査に関するものに限る。）の事務をつかさどる。

附 則

この規則は、平成三十一年三月十四日から施行する。

(二) 平成三十一年二月一日付け公布岡山県公告(特定非営利活動法人の設立認証の申請)に誤りがあつた。

行	終わりから七
誤	地 倉敷市玉島乙島六八四〇―三番
正	倉敷市玉島乙島六八四〇番地三

終わりから二	行
新 書 館	誤
町 田 坂	正

(三) 平成三十一年二月五日付け公布岡山県告示第三十八号(有害図書の指定)に誤りがあった。

頁・行		
三・三 三・終わりか ら十三	四、〇〇三冊	誤
	四、〇〇〇冊	正

〔四〕平成二十五年三月一日付け公布岡山県教育委員会告示第二号（岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定）に誤りがあつた。